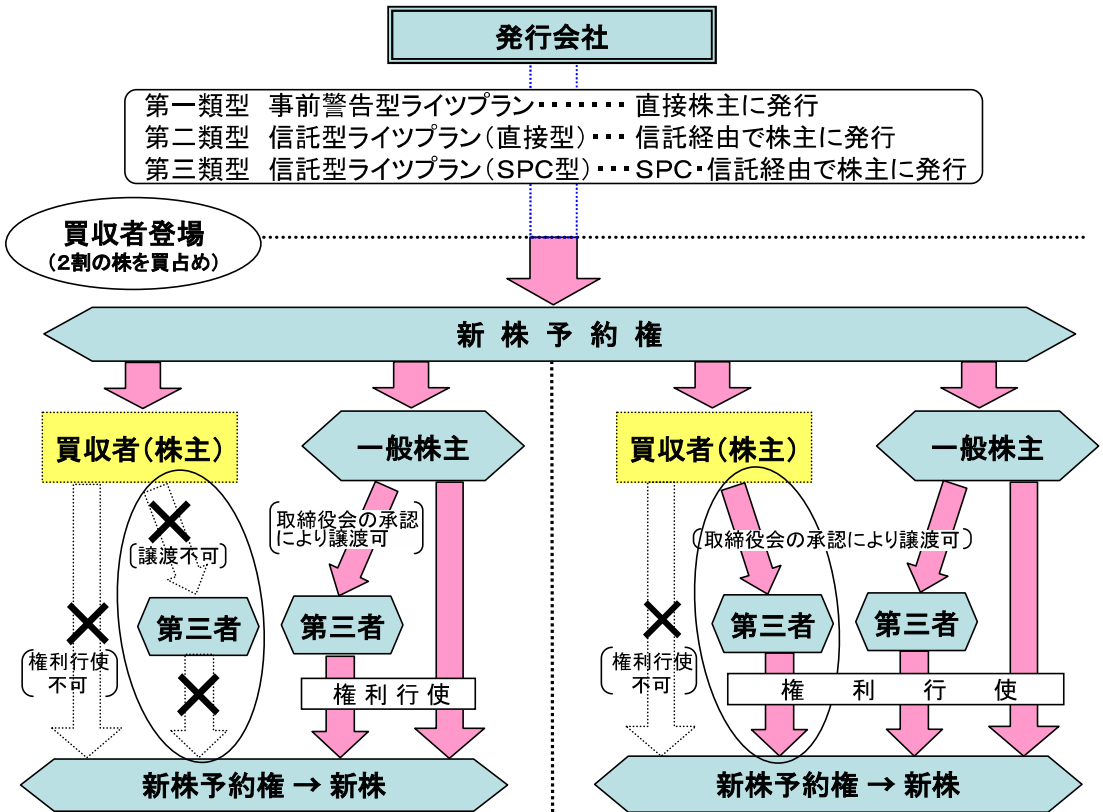


ライツプランの新類型について

平成17年7月7日
経済産業省

ライツプランの新類型



【4月28日における類型】

- 買収者には、権利行使を認めないだけでなく、新株予約権の譲渡も認めない^(注)という、買収防衛策としての効果がもっとも強力な類型を想定したもの

(注) 例えば、(1)買収者から譲渡承認の請求があっても取締役会は承認しない旨を新株予約権の要項に明記している場合や、(2)仮に譲渡できるとしても、買収者から新株予約権を譲り受けた者は全て権利行使できない旨が新株予約権の要項に明記されており、実質的に譲渡の意味が失われている場合

買収者に交付された新株予約権が新株となる機会を失うので、実質的に一般株主に対する有利発行と同じ効果となり、買収者から一般株主に対する価値移転が生じる

➡ 経済的には一般株主に対する有利発行

【新類型】

- 導入事例の公表資料を見ると、買収者についても、取締役会の承認により新株予約権の譲渡が認められるケース^(注)がある
- この場合、会社が認めた第三者に対する新株予約権の譲渡を取締役会が承認し、第三者に権利行使させることは十分に想定し得る

(注) 例えば、新株予約権の要項において、新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する旨が記載されており、かつ、取締役会の承認を受けて買収者から新株予約権を譲り受けた者が権利行使を制限されていない場合

買収者に交付された新株予約権が権利行使されるならば、全株主に対して均等に交付された新株予約権が行使されて新株となるため、株主間での価値移転は生じない

➡ 経済的には株主割当と同等